

改正案

現行

(信用協同組合等の認可の申請等)

第一条 (略)

一 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

イ (略)

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録（中小企業等協同組合法第三十六条の六第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

二 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

イ (略)

ロ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

三 法第三条第一項第三号に掲げる業務の種類又は方法の変更

イ・ロ (略)

ハ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第八項及び第一百一条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第四十七条並びに第五十八条を除き、以下同じ。）とする。

(信用協同組合等の認可の申請等)

第一条 (略)

一 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

イ (略)

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

二 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

イ (略)

ロ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

三 法第三条第一項第三号に掲げる業務の種類又は方法の変更

イ・ロ (略)

ハ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第三条の四第五項、第三条の六第三項、第三条の八第八項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第六条の七並びに第十二条の三を除き、以下同じ。）とする。

一〇四 (略)

二〇四 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四條 法第四條の二第一項第一号イ又は第四條の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(第三十三條及び第五十五條第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇二十六 (略)

二〇八 (略)

(法第四條の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五條 法第四條の二第二項(法第四條の四第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇二 (略)

三 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいい、当該信用協同組合又はその子会社の請求による場合を除く。以下同じ。)

五〇七 (略)

二 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六條 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四條の二第三項又は同法第四條の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

一〇四 (略)

二〇四 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第三條の二 法第四條の二第一項第一号イ又は第四條の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(第五條の九の三及び第九條第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇二十六 (略)

二〇八 (略)

(法第四條の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三條の三 法第四條の二第二項(法第四條の四第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇二 (略)

三 信用協同組合等又はその子会社が所有する商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

五〇七 (略)

二 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三條の四 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四條の二第三項又は同法第四條の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第十六条第一項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員の名義及び氏名（役員が法人であるときは、当該法人の名称又は商号及びその職務を行うべき者の氏名）を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第十六条第一項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ニ 役員の名義及び氏名を記載した書類

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面  
255 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七條 法第四条の三第二項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三 (略)

四 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

七 十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第二項により基準議決権数を超えて議決権を所有し、または保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第八條 信用協同組合等は、法第四条の三第二項(法第四条の五第三項で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しな

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類  
255 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第三條の五 法第四条の三第二項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三 (略)

四 信用協同組合等又はその子会社が所有する商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

七 十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第二項により基準議決権数を超えて議決権を所有し、または保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第三條の六 信用協同組合等は、法第四条の三第二項(法第四条の五第三項で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しな

ればならない。

- 一 (略)
  - 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
  - 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
  - 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第九条 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用金庫又は労働金庫をもって組織する連合会を含む。)の事業の譲受けをした場合
- 二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 第四条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等の行う事業又はその子会社の営む業務のために営むもの
- 二 第四条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一(三) (略)

ければならない。

- 一 (略)
  - 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
  - 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
  - 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三条の七 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(信用金庫又は労働金庫をもって組織する連合会を含む。)の営業又は事業の譲受けをした場合
- 二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第三条の八 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 第三条の二第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等の行う事業又はその子会社の営む業務のために営むもの
- 二 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第三条の二第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一(三) (略)

四 第四条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 (略)

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 (略)

6 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。

ただし、当該持株会社が第四条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号及び第二号又は第四条の四第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社又は証券仲介専門会社及び信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第三条の二第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 (略)

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 (略)

6 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。

ただし、当該持株会社が第四条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号及び第二号又は第四条の四第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第二項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社又は証券仲介専門会社及び信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第二項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四條第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四條の四第一項第一号、第四号及び第五号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四條の四第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第四條の四第二項第六号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四條第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同條第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第四條の四第二項第七号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第四條第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第四條第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 (略)

(削る)

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第十一條 法第四條の二第七項（法第四條の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第四條の二第三項又は法第四條の四第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三條の二第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四條の四第一項第一号、第四号及び第五号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三條の二第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四條の四第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第四條の四第二項第六号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第三條の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同條第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第四條の四第二項第七号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第三條の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第三條の二第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 (略)

第四條 削除

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第五條 法第四條の二第七項（法第四條の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第四條の二第三項又は法第四條の四第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

(役員等の兼職の認可の申請等)

第十二条 信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五条の二第一項ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この条において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 信用協同組合等における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該地の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係に記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第十三条 法第五条の四第一項の業務報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、信用協同組合にあってはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、信用協同組合連合会にあってはそれぞれ別紙様式第五号から第八号までにより作成しなければならない。

(削る)

(役員等の兼職の認可の申請等)

第五条の二 信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五条の二ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この条において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 信用協同組合等における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書類

四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該地の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係に記載した書類並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書類

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書類

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(事業報告書等の記載方法)

第五条の三 法第五条の四第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、信用協同組合にあってはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、信用協同組合連合会にあってはそれぞれ別紙様式第五号から第八号までにより記載しなければならない。

(創立費)

第五条の三の二 信用協同組合等の負担に帰すべき設立費用及び設立登記のために支出した税額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、信用協同組

合等の成立の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(開業費)

第五条の三の三 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、開業の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(研究費及び開発費)

第五条の三の四 次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その支出の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

- 一 新製品又は新技術の研究
- 二 新技術又は新経営組織の採用
- 三 資源の開発
- 四 市場の開拓

(引当金)

第五条の三の五 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(監査報告書の記載方法)

第五条の四 法第五条の五第四項及び第七項の監査報告書は、その記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載しなければならない。

2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第五条の五 法第五条の五第四項の監査報告書には、決算期後に生じた事実で信用協同組合等の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、事業報告書に記載があるときはその旨、理事から報告があったときはその事実を記載しなければならない。

2 事業報告書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 3| 事業報告書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示さなければならぬ。
  - 4| 前二項の規定は、法第五条の四第一項の附属明細書の監査に関する記載について準用する。
  - 5| 第一項の監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がその資格を記載して署名押印しなければならない。
    - 一| 会計監査人が公認会計士である場合、当該公認会計士
    - 二| 会計監査人が監査法人である場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者
      - イ| 当該監査報告書が指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）に係るものである場合、当該指定証明に係る特定指定社員（同項に規定する指定社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。）
      - ロ| イに掲げる場合以外の場合、当該監査法人の代表者及び特定社員（当該代表者以外の当該監査法人の社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。）
- （監事の監査報告書）
- 第五条の六 法第五条の五第七項の監査報告書には、事業報告書に記載されていない決算期後に生じた信用協同組合等の状況に関する重要な事実について理事から報告があつたときは、その事実を記載しなければならない。ただし、同条第四項の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。
- 2| 法第五条の五第八項第三号の規定により監査報告書に商法第二百八十一条ノ三第二項第十号に掲げる事項を記載する場合において、次に掲げる事項につき理事の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にしなければならない。
    - 一| 中小企業等協同組合法第三十八条の取引
    - 二| 信用協同組合等が無償とした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。）
    - 三| 信用協同組合等がした子会社又は組合員若しくは会員との通例的でない取引
  - 3| 前項各号に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載しなければならない。
  - 4| 第一項の監査報告書には、各監事が署名押印しなければならない。この場合において、常勤の監事は、その旨を記載しなければならない。

〔電磁的記録〕

第十四条 法第五条の七第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

（新設）

〔電磁的記録に記録された事項を表示する方法〕

第十五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（新設）

- 一 法第五条の七第九項
- 二 法第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第四項
- 三 法第十二条第一項第五号
- 四 法第十二条第一項第十号

〔電磁的記録の備置きに関する特則〕

第十六条 法第五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて信用協同組合等の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

（新設）

〔業務報告の監事監査報告の通知期限〕

第十七条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

（新設）

- 一 業務報告を受領した日から四週間を経過した日
- 二 業務報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事の間で合意した日

2] 業務報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3] 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、業務報告については、監事の監査

を受けたものとみなす。

4| 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一| 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二| 前号に掲げる場合以外の場合 業務報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

5| 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一| 第一項の規定による監査報告の内容を通知すべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた者

二| 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(計算関係書類の監査についての通則)

第十八条 法第五条の七第三項及び第五条の八第三項の規定による監査(計算関係書類(成立時の貸借対照表を除く。)に係るものに限る。次条から第二十四条までにおいて同じ。)については、次条から第二十四条に定めるところによる。

2| 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(計算関係書類の監査報告の内容)

第十九条 監事(特定信用協同組合等(法第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一| 監事の監査の方法及びその内容

二| 計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三| 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

四| 追記情報

五| 監査報告を作成した日

2| 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判

(新設)

(新設)

断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 継続企業の前提（当該信用協同組合等の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他信用協同組合等が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。）に係る事項
- 二 正当な理由による会計方針の変更
- 三 重要な偶発事象
- 四 重要な後発事象

〔計算関係書類の監事の監査報告の通知期限等〕

第二十条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、各事業年度

に係る計算関係書類についての監査報告の内容を、通知しなければならぬ。

- 一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
- 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
  - 一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事
- 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
  - 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた者
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

（新設）

(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査)

第二十一条 特定信用協同組合等の計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(新設)

2| 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一| 会計監査人の監査の方法及びその内容

二| 計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ| 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ| 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ| 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

三| 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四| 追記情報

五| 会計監査報告を作成した日

3| 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一| 継続企業の前提に係る事項

二| 正当な理由による会計方針の変更

三| 重要な偶発事象

四| 重要な後発事象

4| 当該事業年度に係る計算関係書類の監査をする時における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に

係る計算書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。

5] 特定金庫の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由

（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっていないものを除く。）

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（会計監査報告の通知期限）

第二十二條 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、各事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告の内容を、通知しなければならない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

2] 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3] 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により会計監査報告の内容の通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4] 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう（第二十四条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受けるものとして定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5] 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる信用協同組合等の区分

（新設）

に<sup>レ</sup>応じ、当該各号に定めるものとする（次条及び第二十四条において同じ。）。

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めた場合、当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合、すべての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二十三条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（特定信用協同組合等の監事の監査報告の通知期限）

第二十四条 特定信用協同組合等の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、各事業年度に係る計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第二十三条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2| 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

（業務報告等の会員への提供）

第二十五条 法第五条の七第五項又は第五条の八第五項の規定により会員に対して行う提供業務報告（次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、

（新設）

（新設）

（新設）

この条に定めるところによる。

一 業務報告

二 業務報告に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告

三 第二十四条第三項の規定により監査を受けたものとみなされた時は、その旨を記載又は記録した書面又は電磁的記録

2] 通常総会の通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供業務報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次イ又はロに掲げる場合に同じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供業務報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供業務報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次イ又はロに掲げる場合に同じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供業務報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供業務報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3] 理事は、業務報告の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる

(計算書類等の会員への提供)

第二十六条 次の各号に掲げる規定により会員に対して行う提供計算書類(次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に關しては、この条に定めるところによる。

一 法第五条の七第五項 計算書類及び当該計算書類に係る監事の監査報告

二 法第五条の八第五項 計算書類並びに当該計算書類に係る会計監査報告及び監事の監査報告

2] 通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次イ又はロに掲げる場合に同じ、当該イ又はロに定める方法

(新設)

- イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
- ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供
- 二 電磁的方法による提供 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
  - イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
  - ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供
- 3 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。
- 4 理事は、計算書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を发出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（計算書類の承認の特則に関する要件）

第二十七条 法第五条の八第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 法第五条の八第九項に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容である第二十二条第二項第二号イに定める事項が含まれていること。
- 二 前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
- 三 法第五条の八第九項に規定する計算関係書類が第二十五条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（剰余金の配当における控除額）

第二十八条 法第五条の十二第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

（新設）

（剰余金の配当における控除額）

第五条の六の二 法第五条の六第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては成立の日）における貸借対照表の資産の部に計上したのれんの額及び繰延資産として計上した額の合計額が、法第五条の十二第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二 最終事業年度の末日における貸借対照表のその他有価証券評価差額金の項目に計上した額（零以上である場合に限る。）

三 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

（預金者等に対する情報の提供）

第二十九条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（預金又は定期積金をいう。以下この条、第三十二条及び第三十三条において同じ。）の金利の明示

二・三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イヌヌ （略）

五 （略）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 信用協同組合等は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該信用協同組合等は、当該書面を交付したものとみなす。

る。

一 第五条の三の三及び第五条の三の四の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が、法第五条の六第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二 資産につき時価を付するものとした場合（第十五条の三第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第十五条の六第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十五条の七第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

（預金者等に対する情報の提供）

第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の明示

二・三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イヌヌ （略）

五 （略）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 信用協同組合等は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該信用協同組合等は、当該書類を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

(削る)

(削る)

3| 信用協同組合等は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(削る)

(削る)

4| (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)  
第三十条 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)  
第三十一条 (略)

(信用協同組合等と他の者との誤認防止)  
第三十二条 (略)

(預金の受払事務の委託等)

イ| 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と預金者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ| 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された商品情報を電気通信回線を通じて預金者等の閲覧に供し、当該預金者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに商品情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二| 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3| 前項各号に掲げる方法は、預金者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、預金者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5| 信用協同組合等は、第二項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一| 第二項各号に規定する方法のうち信用協同組合等が使用するもの

二| ファイルへの記録の方式

6| (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)  
第五条の八 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)  
第五条の九 (略)

(信用協同組合等と他の者との誤認防止)  
第五条の九の二 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第三十三条 (略)

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第三十四条 (略)

(返済能力情報の取扱い)

第三十五条 (略)

(特別の非公開情報の取扱い)

第三十六条 (略)

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十七条 (略)

(内部規則等)

第三十八条 (略)

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第三十九条 (略)

(信用協同組合等の業務に係る禁止行為)

第四十条 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第四十一条 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第四十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)の額(第四十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

第五条の九の三 (略)

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第五条の九の四 (略)

(返済能力情報の取扱い)

第五条の九の五 (略)

(特別の非公開情報の取扱い)

第五条の九の六 (略)

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五条の九の七 (略)

(内部規則等)

第五条の十 (略)

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第五条の十一 (略)

(信用協同組合等の業務に係る禁止行為)

第五条の十二 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第六条 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第六条の六までにおいて同じ。)の額(第六条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〇七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第四十三条 (略)

一・二 (略)

2 (略)

3 信用協同組合等は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

(当該信用協同組合等と特殊の関係のある者)

第四十四条 (略)

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第四十五条 (略)

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該信用協同組合等について第四十二条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該信用協同組合等の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第四十二条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3・5 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第四十六条 第四十三条第二項の規定は、令第三条第十一项第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第四十三条第二項第一号及び第二号中「当該信用協同組合等」とあるのは「当該信用協同組合等又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与限度額」とあるのは「合計信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

一〇七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第六条の三 (略)

一・二 (略)

2 (略)

3 信用協同組合等は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(当該信用協同組合等と特殊の関係のある者)

第六条の四 (略)

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第六条の五 (略)

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該信用協同組合等について第六条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該信用協同組合等の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第六条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3・5 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第六条の六 第六条の三第二項の規定は、令第三条第十一项第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第六条の三第二項第一号及び第二号中「当該信用協同組合等」とあるのは「当該信用協同組合等又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与限度額」とあるのは「合計信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 信用協同組合等は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該信用協同組合等及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第四十三条第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(信用協同組合等の特定関係者)

第四十七条 令第三条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 信用協同組合等がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)

二・三 (略)

2 令第三条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子法人等以外の他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第四十八条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次

2 信用協同組合等は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該信用協同組合等及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第六条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(信用協同組合等の特定関係者)

第六条の七 令第三条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 信用協同組合等がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)

二・三 (略)

2 令第三条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が子法人等以外の他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第六条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、

に掲げる理由とする。

一 当該信用協同組合連合会が当該信用協同組合連合会の取引の通常の場合に照らして当該信用協同組合連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該信用協同組合連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第四十九条 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第五十条 (略)

(特定関係者の顧客との間の取引等)

第五十一条 (略)

(信用協同組合等の子会社等)

第五十二条 (略)

(休日の承認の申請等)

第五十三条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第四条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該申請に係る事務所（代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。）の顧客の

次に掲げる理由とする。

一 当該信用協同組合連合会が当該信用協同組合連合会の取引の通常の場合に照らして当該信用協同組合連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該信用協同組合連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第六条の九 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第六条の十 (略)

(特定関係者の顧客との間の取引等)

第六条の十一 (略)

(信用協同組合等の子会社等)

第六条の十二 (略)

(休日の承認の申請等)

第七条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第四条第三項の規定による掲示の方法を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該申請に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

（利便を著しく損なわないこと。）

三（略）

（業務取扱時間）

第五十四条（略）

2（略）。

3 信用協同組合等は、その事務所が次のいずれかに該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一・二（略）

三 当該事務所が当座預金業務を行っていない場合

4（略）

（臨時休業の届出等）

第五十五条（略）

一（略）

二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示の方法を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2（略）

一（略）

二 銀行法第十五条第一項に規定する信用協同組合等の休日に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四（略）

3 銀行法第十六条第一項に規定により揭示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4（略）

三（略）

（業務取扱時間）

第八条（略）

2（略）

3 信用協同組合等は、その事務所が次のいずれかに該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一・二（略）

三 当該事務所が当座預金業務を行っていない場合

4（略）

（臨時休業の届出等）

第九条（略）

一（略）

二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示の方法を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 銀行法第十五条第一項に規定する信用協同組合等の休日に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四（略）

（新設）

3（略）

(業務報告書)

第五十六条 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、信用協同組合にあつては別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあつては別紙様式第十号により作成しなければならぬ。

25 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十七条 (略)

一四 (略)

五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 第二十九条第一項第五号に掲げる取引

ヘト (略)

チ 信用協同組合等が法第五条の八第三項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2 (略)

第五十八条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)・(5) (略)

(6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合

(7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議

第十条 削除

第十一条 削除

(業務報告書)

第十二条 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、信用協同組合にあつては別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあつては別紙様式第十号により作成しなければならぬ。

25 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十二条の二 (略)

一四 (略)

五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 第五条の七第一項第五号に掲げる取引

ヘト (略)

チ 信用協同組合等が法第五条の五第一項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2 (略)

第十二条の三 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)・(5) (略)

(6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主又は総社員の議決権に占める割合

決権の総株主の議決権に占める割合

二・三 (略)

第五十九条 (略)

第六十条 (略)

(削る)

(解散の認可の申請等)

第六十一条 信用協同組合等は、銀行法第三十七条第一項の規定による解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書面

四 債権債務の処理の方法を記載した書面

五 総代会を設けている信用協同組合等が解散する場合には、中小企業等協同組合法第五十条の二第二項の規定による通知の状況を記載した書面、同条第三項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

六 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(解散の公告)

第六十二条 (略)

(会計帳簿等)

第六十三条 法第五条の十一第二項の規定により信用協同組合等が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債、その他会計帳簿の作成に関する事項については、次条から第六十六条までに定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 法第五条の十一第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、信用協同組合等の成立の日

(7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議

決権の総株主又は総社員の議決権に占める割合

二・三 (略)

第十二条の四 (略)

第十二条の五 (略)

第十三条 削除

(解散の認可の申請等)

第十四条 信用協同組合等は、銀行法第三十七条第一項の規定による解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書類

四 債権債務の処理の方法を記載した書類

五 総代会を設けている信用協同組合等が解散する場合には、中小企業等協同組合法第五十条の二第二項の規定による通知の状況を記載した書類、同条第三項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

六 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(解散の公告)

第十五条 (略)

(財産の評価)

第十五条の二 信用協同組合等の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、次条から第十五条の八までの規定の定めるところによる。

における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(資産の評価)

第六十四条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2| 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

3| 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められるものを除く。)

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産

4| 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5| 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6| 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産(子法人等及び関連法人等(第四十四条に規定する関連法人等をいう。))の株式並びに満期保有目的の債券を除く。

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

(削る)

(負債の評価)

(流動資産の評価)

第十五条の三 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2| 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとすることを妨げない。

(固定資産の評価)

第十五条の四 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

(金銭債権の評価)

第六十五条 負債については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならぬ。

2| 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適当な価格を付すことができる。

一 退職給付引当金（職員が退職した後に当該職員に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）のほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適当な価格を付すことが適当な負債

（評価・換算差額等）

第六十六条 次に掲げるものその他の資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上したもの並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。）又は負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。）に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。）に係る損益又は評価差額

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金

（削る）

第十五条の五 金銭債権については、その債権金額を付さなければならぬ。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2| 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3| 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

（社債その他の債券の評価）

第十五条の六 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2| 第十五条の三第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。

3| 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

（株式その他の出資の評価）

第十五条の七 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2| 第十五条の三第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第二項及び第十五条の五第三項の規定は市場価格のある株式であつて子会社の株式以外のものについて、そ

(のれんの評価)

第六十七条 (略)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第六十八条 (略)

(信用協同組合代理業の業務の内容及び方法)

第六十九条 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第七十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第七十三条第四号に該当しないことを誓約する書面

二 十六 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第七十一条 (略)

(財産的基礎)

第七十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第七十条第六号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第八号に規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以

れぞれ準用する。

3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(のれんの評価)

第十五条の八 (略)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第十五条の九 (略)

(信用協同組合代理業の業務の内容及び方法)

第十五条の十 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第十五条の十一 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第十五条の十四第四号に該当しないことを誓約する書面

二 十六 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第十五条の十二 (略)

(財産的基礎)

第十五条の十三 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第十五条の十一第六号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第八号に規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

上であることとする。

一・二 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第七十三条 (略)

(信用協同組合代理業の許可の予備審査)

第七十四条 (略)

(変更の届出)

第七十五条 (略)

(標識の様式)

第七十六条 (略)

(兼業の承認の申請等)

第七十七条 (略)

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第七十三条第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第七十八条 (略)

(明示事項)

第七十九条 (略)

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

掲げる額以上であることとする。

一・二 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第十五条の十四 (略)

(信用協同組合代理業の許可の予備審査)

第十五条の十五 (略)

(変更の届出)

第十五条の十六 (略)

(標識の様式)

第十五条の十七 (略)

(兼業の承認の申請等)

第十五条の十八 (略)

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第十五条の十四第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第十五条の十九 (略)

(明示事項)

第十五条の二十 (略)

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第八十条 第二十九条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止)  
第八十一条 (略)

(他の所属信用金庫の同種の契約に係る情報提供)

第八十二条 信用協同組合代理業者は、第七十九条第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属信用協同組合の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第八十三条 第三十四条から第三十六条までの規定は、信用協同組合代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第八十四条 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第三十五条に規定する情報及び前条において準用する第三十六条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合代理業以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)において取り扱う顧客に関する非公開情報(その信用協同組合代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報(前条において準用する第三十五条に規定する情報及び前条において準用する第三十六条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次項において同じ。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 (略)

第十五条の二十一 第五条の七の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止)  
第十五条の二十二 (略)

(他の所属信用金庫の同種の契約に係る情報提供)

第十五条の二十三 信用協同組合代理業者は、第十五条の二十第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属信用協同組合の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第十五条の二十四 第五条の九の四から第五条の九の六までの規定は、信用協同組合代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第十五条の二十五 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第五条の九の五に規定する情報及び前条において準用する第五条の九の六に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合代理業以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)において取り扱う顧客に関する非公開情報(その信用協同組合代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報(前条において準用する第五条の九の五に規定する情報及び前条において準用する第五条の九の六に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次項において同じ。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 (略)

〔信用協同組合代理業に係る社内規則等〕  
第八十五条 (略)

〔信用協同組合代理業者の密接関係者〕  
第八十六条 (略)

〔顧客の保護に欠けるおそれのないもの〕  
第八十七条 (略)

〔所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのないもの〕  
第八十八条 (略)

〔信用協同組合代理業に係る禁止行為〕  
第八十九条 (略)

〔特定信用協同組合代理行為〕  
第九十条 (略)

〔特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等〕  
第九十一条 (略)

〔特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等〕  
第九十二条 (略)

〔所属信用協同組合の廃業等の揭示〕  
第九十三条 (略)

(信用協同組合代理業に関する帳簿書類)

第九十四条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、信用協同組合代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類を所属信用協同組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

〔信用協同組合代理業に係る社内規則等〕  
第十五条の二十六 (略)

〔信用協同組合代理業者の密接関係者〕  
第十五条の二十七 (略)

〔顧客の保護に欠けるおそれのないもの〕  
第十五条の二十八 (略)

〔所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのないもの〕  
第十五条の二十九 (略)

〔信用協同組合代理業に係る禁止行為〕  
第十五条の三十 (略)

〔特定信用協同組合代理行為〕  
第十五条の三十一 (略)

〔特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等〕  
第十五条の三十二 (略)

〔特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等〕  
第十五条の三十三 (略)

〔所属信用協同組合の廃業等の揭示〕  
第十五条の三十四 (略)

(信用協同組合代理業に関する帳簿書類)

第十五条の三十五 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、信用協同組合代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類を所属信用協同組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

三 信用協同組合代理業に係る顧客に対して行つた法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(信用協同組合代理業に関する報告書の様式等)

第九十五条 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による信用協同組合代理業に関する報告書は、信用協同組合代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該信用協同組合代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 (略)

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした信用協同組合代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信用協同組合代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁(令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(所属信用協同組合の説明書類の縦覧)

第九十六条 (略)

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の

三 信用協同組合代理業に係る顧客に対して行つた法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書類 当該媒介を行つた日から五年間

(信用協同組合代理業に関する報告書の様式等)

第十五条の三十六 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による信用協同組合代理業に関する報告書は、信用協同組合代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該信用協同組合代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 (略)

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした信用協同組合代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信用協同組合代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁(令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(所属信用協同組合の説明書類の縦覧)

第十五条の三十七 (略)

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の

縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する信用協同組合  
代理業者以外の信用協同組合代理業者にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業  
所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつ  
ては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 (略)

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同  
組合代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由  
があるかどうかを審査するものとする。

(廃業等の届出)

第九十七条 (略)

(許可の効力に係る承認の申請等)

第九十八条 (略)

(所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)  
第九十九条 所属信用協同組合は、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業に係る業務の  
健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜七 (略)

八 信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の廃止にあつ  
ては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属信用協同組合の事務所、他の金融機  
関、他の信用協同組合代理業者などへ支障なく引き継がれるなど当該営業所又は事務所の  
顧客に著しい影響を及ぼさないための措置

九 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業者の原簿の記載事項)

第一百条 (略)

(届出事項)

第一百一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
一・二 (略)

縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する信用協同組合  
代理業者以外の信用協同組合代理業者にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業  
所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつ  
ては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 (略)

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同  
組合代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由  
があるかどうかを審査するものとする。

(廃業等の届出)

第十五条の三十八 (略)

(許可の効力に係る承認の申請等)

第十五条の三十九 (略)

(所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)  
第十五条の四十 所属信用協同組合は、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業に係る業  
務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜七 (略)

八 信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の廃止にあつ  
ては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属信用協同組合の事務所、他の金融機  
関、他の信用協同組合代理業者などへ支障なく引き継がれるなど当該営業所又は事務所の  
顧客に著しい影響を及ぼさないための措置

九 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業者の原簿の記載事項)

第十五条の四十一 (略)

(届出事項)

第十六条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
一・二 (略)

三 法第五条の八第三項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合  
四 法第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事の就任又は退任があつた場合（中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定により届け出なければならぬ場合を除く。）  
五 六の三（略）  
七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第五十四条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）  
八の二 その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）  
八の三（略）

八の四 第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社（第八号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合  
九 十三（略）  
十四 第四十六条又は第五十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十五 十九（略）  
二十 信用協同組合等が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面について縦覧を開始した場合  
二十一 信用協同組合等が法第五条の七第一項の規定により作成する書面を通常総会に提

三 法第五条の五第一項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合  
四 法第五条の五第十項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十八条第二項に規定する常勤の監事の就任又は退任があつた場合（中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定により届け出なければならぬ場合を除く。）  
五 六の三（略）  
七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第八条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）  
八の二 その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）  
八の三（略）

八の四 第三条の三第一項各号に掲げる事由により他の会社（第八号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合  
九 十三（略）  
十四 第六条の四又は第六条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十五 十九（略）  
二十 信用協同組合等が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合  
二十一 信用協同組合等が法第五条の四第一項の規定により作成する書類を通常総会に提

出した場合

二十二〜二十五 (略)

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜三 (略)

四 信用協同組合代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第七条の二第二項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面)を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 前項第五号及び第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面

二 第一項第二十号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 第一項第二十一号に掲げる場合 法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

四 (略)

4〜7 (略)

(認可の効力に係る承認の申請等)

第一百二条 (略)

(經由官庁)

第一百三条 (略)

(信用協同組合代理業を行う外国の法人に係る特例)

第一百四条 (略)

(予備審査等)

第一百五條 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二條の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書面に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

出した場合

二十二〜二十五 (略)

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜三 (略)

四 信用協同組合代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第七条の二第二項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書類)を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第五号及び第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書類

二 第一項第二十号に掲げる場合 同号に規定する書類

三 第一項第二十一号に掲げる場合 法第五条の四第一項に規定する事業報告書及び附属明細書

四 (略)

4〜7 (略)

(認可の効力に係る承認の申請等)

第一百七条 (略)

(經由官庁)

第一百七条の二 (略)

(信用協同組合代理業を行う外国の法人に係る特例)

第一百七条の三 (略)

(予備審査等)

第十八条 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二條の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

2 信用協同組合等は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認の申請をする際に申請書に添付すべき書面について、前項の規定による予備審査の際に提出した書面と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

(標準処理期間)  
第百六条 (略)

別表第二(第七十五条関係)

届出事項 (略)	記載事項 (表)	添付書類 (表)
役員の変更	一・二 (略)	一・二 (略) 三 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 第七十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
(略)	(略)	(略)
別表第三(第九十七条関係)	記載事項	添付書類
届出事項 (略)	(略)	(略)
会社分割(吸収分割)により信用協同組合代理業の全部の承継をさせたとき	一 (略) 二 吸収分割年月日	一 (略) 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割承継会社の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)

2 信用協同組合等は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

(標準処理期間)  
第十九条 (略)

別表第二(第十五条の十六関係)

届出事項 (略)	記載事項 (表)	添付書類 (表)
役員の変更	一・二 (略)	一・二 (略) 三 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 第十五条の十四第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
(略)	(略)	(略)
別表第三(第十五条の三十八関係)	記載事項	添付書類
届出事項 (略)	(略)	(略)
分割により信用協同組合代理業の全部の承継をさせたとき	一 (略) 二 分割年月日	一 (略) 二 分割契約書 三 承継会社の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)

<p>信用協同組合代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>一・二 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 (略) 四 信用協同組合代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。)の議事録その他必要な手続きがあったことを証する書面</p>	<p>四 信用協同組合代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続きがあったことを証する書面 五 吸収分割の手續を記載した書面 六 吸収分割承継会社が第七十三条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 七 吸収分割承継会社における信用協同組合代理業の実施体制 八 吸収分割承継会社の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面</p>

<p>信用協同組合代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>一・二 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 譲渡契約書 三 (略) 四 信用協同組合代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。)の議事録</p>	<p>四 信用協同組合代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手續を記載した書面 六 承継会社が第十五条の十四第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 七 承継会社における信用協同組合代理業の実施体制 八 承継会社の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面</p>

(略)	(略)	信用協同組合代理業者である法人が合併により消滅したとき	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>五 (略)</p> <p>六 合併後存続する法人が第七十三条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>五 事業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 事業譲渡先が第七十三条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 事業譲渡先における信用協同組合代理業の実施体制</p> <p>八 事業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>

(略)	(略)	信用協同組合代理業者である法人が合併により消滅したとき	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 合併契約書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五 (略)</p> <p>六 合併後存続する法人が第十五条の十四第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>五 営業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 営業譲渡先が第十五条の十四第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 営業譲渡先における信用協同組合代理業の実施体制</p> <p>八 営業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>

